

平成24年第2回臨時教育委員会会議録

平成24年度塩尻市教育委員会第2回臨時教育委員会が、平成24年6月26日、午前9時30分、塩尻総合文化センター301多目的室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 議 事

- 議事第1号 教育委員長の選挙について
議事第2号 教育委員長職務代理者の指定について

3 閉 会

○ 出席委員

委員長	小 澤 嘉 和	職務代理者	渡 辺 庸 子
委員	田 中 佳 子	委員	石 井 實
教育長	御 子 柴 英 文		

○ 説明のため出席した者

こども教育部長	小 島 賢 司	こども教育部次長 (教育総務課長)	古 畑 耕 司
こども課長	羽 多 野 繁 春	家庭支援室長	清 水 進
生涯学習部長	加 藤 廣	生涯学習部次長 (社会教育課長)	中 野 実 佐 雄
文化財担当課長	渡 邊 泰	平出博物館館長	小 林 康 男
スポーツ振興課長	青 木 実	男女共同参画・人 権課長	熊 谷 善 行
市民交流センター長	田 中 速 人	総務課長	石 川 忍
市民活動支援課長	小 澤 和 江		

○ 事務局出席者

教育企画係長	上 條 史 生
--------	---------

1 開会

小島こども教育部長 おはようございます。本年第2回となります臨時教育委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。議事の中でも説明させていただきますけれども、この臨時会は、教育委員長並びに教育委員長職務代理者の任期が、昨日で終了したことに伴いまして、その選出をさせていただくための臨時会となっております。新しい教育委員長が決まりますまで、事務局の小島でございますけれども、進行させていただきますのでよろしく申し上げます。座って失礼します。

それでは早速、平成24年第2回臨時教育委員会を開会いたします。お手元の次第によりまして議事に入ります。

御子柴教育長 きょうの議事は選挙だと思います。私は、現在置かれている立場上、本日の選挙には棄権をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

小島子ども教育部長 御発言、お聞きのとおりでございます。趣旨を承りました。

2 議事

○議事第1号 教育委員長の選挙について

小島子ども教育部長 それでは、議事第1号教育委員長の選挙についてを議題とさせていただきます。お手元の資料第1ページをごらんください。

議事第1号の2番でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育委員会は、委員のうちから、委員長を選挙しなければならないと規定され、同条第2項には、委員長の任期は、一年とすると規定されております。

続いて3番でございますとおり、昨日6月25日をもちまして、この任期が終了いたしましたので、本日、教育委員長の選挙をお願いするものであります。

それでは、初めに選挙の方法等についてお諮りをいたします。委員長の選挙は、塩尻市教育委員会会議規則第1条第2項に、委員中に異議がない時は、指名推薦の方法を用いることができると規定されております。この規定に基づきまして、委員長は選挙によらず、指名推薦の方法によることとし、あわせてその指名を田中委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小島子ども教育部長 ありがとうございます。御異議がございませんので、田中委員から教育委員長の指名推薦をお願いいたします。

田中委員 それでは、引き続き教育委員長に小澤嘉和委員を指名し、推薦いたします。

小島子ども教育部長 お諮りいたします。ただいま教育委員長に小澤嘉和委員が指名推薦されました。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小島子ども教育部長 ありがとうございます。御異議がございませんので、小澤嘉和委員が教育委員長に選出されました。それでは、席札を交換させていただきます。

委員長が選出されましたので、進行を交代させていただきます。小澤委員長さんには、ごあいさつと以下の議事等の進行をお願いいたします。

小澤委員長 教育危機の真ただ中にあると、私は思っております。このような時に私のような者が務まるか、甚だ心配であります。どなたか適任の方が務めてくださればと願うわけでありませけれども、教育長さんも交代する今、きのうまでかかわってきたという関係もありますので、委員の皆様様の御指導や事務局の方々のお支えをいただけるものと信じ、お引き受けいたします。よろしくお願いたします。

○議事第2号 教育委員長職務代理者の指定について

小澤委員長 議事を進行いたします。議事第2号教育委員長職務代理者の指定について、お諮りいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故がある時、または委員長が欠けた時には、あらかじめ教育委員会が指定する委員が職務を行うと規定されております。本日、この臨時会において、委員長職務代理者を指定いたします。指定につきましては、教育委員会会議規則第2条により、委員長選出方法の準用が認められております。先ほどの委員長選出と同様、指名推薦により選出したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認めます。

それでは、私から委員長職務代理者に引き続き渡辺庸子委員を指名し、推薦いたしますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議がありませんので、渡辺庸子委員を委員長職務代理者に指定いたします。それでは、職務代理者の席にお着きください。

ごあいさつをお願いします。

渡辺職務代理者 微力ではございますけれども、委員長やほかの委員と協力しながら、塩尻市の教育行政に少しでも貢献できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小澤委員長 ありがとうございます。

3 閉会

小澤委員長 以上をもちまして議事が終了いたしましたので、臨時教育委員会を閉会させていただきます。

○ 午前9時38分に閉会する。

以上